

速記録

第3回土器川流域住民の意見を聴く会

日 時 平成23年3月22日(火)

午後 7時 0分 開会

午後 7時58分 閉会

場 所 アイレックス 1階 小ホール

〔午後 7時 0分 開会〕

1. 開会

司会

お待たせいたしました。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第3回土器川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。

私は、本日の司会進行を務めます国土交通省香川河川国道事務所事務担当副所長の斎藤でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先だちまして配付資料の確認をさせていただきます。受付でお渡しいたしました資料をごらんください。

まず「第3回 土器川流域住民の意見を聴く会 議事次第」1枚ものがございます。「『土器川流域住民の意見を聴く会』参加者の皆様へ開催にあたってのお願い」がございます。

資料 - 1 といたしまして、「土器川水系河川整備基本方針」、資料 - 2 「土器川水系河川整備計画【素案】 - 土器川の河川整備（国管理区間） - 」、資料 - 3 「土器川水系河川整備計画【素案】に関する説明資料」、資料 - 4 「土器川水系河川整備計画【素案】（案）に係る意見に対する四国地方整備局の考え方について」、資料 - 5 「意見記入用紙」、「土器川水系河川整備計画の策定に向けて」と書かれておりますリーフレットでございます。

配付資料は以上でございます。不足がございましたら、お近くの事務局までお申しつけくださいますようお願いいたします。

次に、参加者の皆様へお願いを申し上げます。お手元の配付資料の開催に当たってのお願いをごらんください。

参加者の皆様は、本会議の中で「土器川水系河川整備計画【素案】」に関する意見を述べることができます。ご意見を表明される際は、お名前と市・町までの住所を述べられた上でお願いいたします。

なお、匿名希望の場合は、その旨を述べられた上で意見表明をしていただくことも可能です。

また、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。会議時間の都合上、表明できなかったご意見につきましては、お手元の配付資料にあります「意見記入用紙」にご記入の上、

本会議場受付に設置しております意見回収箱に投函していただくか、受付の際にお渡ししておりますリーフレットのはがき部分にご記入の上、後日ポストへ投函していただくことも可能でございます。

本日いただきましたご意見、ご質問につきましては、議事録を作成しまして後日お名前を除いた形でホームページやニュースレターなどで公表いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、会議中は携帯電話をマナーモードに設定していただくか、電源をお切りください。円滑な議事進行のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。初めに、開会に当たりまして国土交通省香川河川国道事務所長の中山よりごあいさつを申し上げます。

2．香川河川国道事務所長挨拶

事務局

皆さん、こんばんは。香川河川国道事務所長の中山でございます。本日もお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

先日の東北・関東地方の地震で大変な被害が出ております。亡くなられた方、被災された方々にはお見舞い申し上げます。瀬戸内海にも津波が到達いたしまして、土器川の下流部でも20cmの津波が観測されておりましたが、被害はございませんでした。

四国でも南海地震の発生が心配されております。今回の整備計画の中にも掲げてございますが、土器川におきましても地震で大きな被害が生じないように、必要な対策を講じていくこととしております。

本日は第3回目の住民の皆様からご意見を聴く会でございますが、これまで皆様からさまざまなご意見をいただきました。そして、いただいたご意見も参考にしまして、本日お手元にお配りしてございますが、整備計画の【素案】を取りまとめまして公表いたしました。本日は、この【素案】について説明させていただきますので、ご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、早速議事を進めてまいります。本日の議事であります議事次第の3番から5番について事務局のほうからご説明をいたします。最後に質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いします。

3．土器川水系河川整備計画策定の進め方について

4．土器川水系河川整備計画に係る意見について

5．土器川水系河川整備計画【素案】について

事務局

香川河川国道事務所の河川担当の副所長しております高井といたします。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

河川整備計画策定の進め方でございます。前回にもご説明申し上げましたけれども、土器川水系におきましては、河川法に基づきまして平成19年8月16日に土器川水系河川整備基本方針が策定され、これを受けまして土器川の河川整備計画に関しまして学識経験者や流域住民の方、あるいは流域市町長様からご意見をいただきながら、土器川水系河川整備計画の検討を進めております。これまでの意見を聴く会等においていただきましたさまざまなご意見を反映しまして、今後おおむね30年間の基本的な河川整備の内容を示します土器川水系河川整備計画【素案】を作成しまして、3月14日に公表しております。

これまでの意見を聴く会の開催の経緯でございます。

これまでに土器川の河川整備計画に関する計画段階での検討内容につきまして、多くの皆様からのご意見をいただくために平成22年11月から12月までに土器川流域学識者会議、土器川流域住民の意見を聴く会、土器川関係市町長の意見を聴く会を4回開催しました。

また、これらの会に参加できない住民の方々のご意見をいただくために、パブリックコメントも実施しております。

さらに、いただきましたご意見を反映した土器川水系河川整備計画【素案】（案）を作成して、平成23年2月に学識者、流域住民、関係市町長の意見を聴く会を計3回開催しております。ここで【素案】（案）に関するご意見をいただいております。

これらさまざまな機会を通じて数多くのご意見をいただき、まことにありがとうございました。今回、【素案】（案）に関するご意見を反映して、今後おおむね30年間の具体的な河川整備の内容を示す土器川水系河川整備計画【素案】を作成しましたので、本日はこの【素案】を提示し、皆様方のご意見をいただきたいと考えております。

土器川水系河川整備計画【素案】（案）に係る意見でございます。

学識者会議、住民の意見を聴く会、市町長の意見を聴く会の各会議におきまして、【素案】（案）に関する多くの意見をいただいております。学識者会議では29件、住民の意見

を聴く会では25件、市町長の意見を聴く会では1件の合計65件ものご意見をいただいております。

これらをテーマごとに分類しまして、各テーマごとに基本的な対応方針をお示しております。整備計画に関する意見が42件ございます。土器川全般に関する質問が9件、その他2件でございました。このうち河川整備計画【素案】（案）に関する意見につきまして、できる限り【素案】のほうに反映をさせております。

次に、整備計画【素案】でございます。

ここに目次をお示しておりますけれども、「1．土器川の概要」、「2．土器川の現状と課題」、「3．河川整備計画の目標に関する事項」、「4．河川整備の実施に関する事項」、最後は「5．今後に向けて」といった目次で構成されております。

次に、【素案】の説明の流れでございますけれども、まず「土器川の概要」、続きまして「河川整備の基本理念、対象区間、対象期間」、3番目に「第2章：現状と課題」、「第3章：目標」、「第4章：実施内容」につきまして、以下に示す治水、利水、河川環境の各項目ごとに現状と課題、目標、実施内容について説明をいたします。最後に、「今後に向けて」ということとなっております。

まず、「土器川の概要」でございますけれども、これはこれまでの意見を聴く会で説明しておりますので、少し説明を省略させていただきます。

次に、「河川整備の基本理念」でございます。

土器川の現状や特徴及び課題等を踏まえまして、以下の3つを基本理念としまして関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ、治水・利水・環境上のさまざまな課題等について調和を図りながら各施策を総合的に実施します。

3つの基本理念でございますけれども、まず「安全で安心できる川づくり」、2点目が「地域と一体となった土器川の河川環境の保全」、3点目が「人々が憩い・楽しむ・学べる川づくり」、この3つの大きな理念を掲げております。

次に、「整備計画の対象区間」でございます。これにつきましては、土器川の河口から上流18.85kmの区間を対象にしております。

次に、「対象期間」でございます。対象期間につきましては、おおむね30年ということでございます。

続きまして、土器川の現状と課題、目標、実施内容について、まず「治水」のほうから説明します。

まず、「洪水の概要」でございます。土器川の各所で堤防決壊の記録が残る大正元年9月洪水は、既往最大規模の洪水と推定されております。平成16年10月洪水が、基準地点被川橋で戦後最大規模の毎秒約1,100m³。上流の堀込河道部で溢水はん濫が発生し、近隣住民が自主避難をしております。

次に、「治水事業の沿革」でございます。土器川水系における本格的な治水事業は、昭和25年から香川県による中小河川改修事業に着手、昭和43年4月に一級水系に指定され、河口から上流の約19km区間まで国管理区間となりました。翌年の昭和44年には工事実施基本計画を策定し直轄改修事業に着手しております。その後、平成2年に工事実施基本計画を改定しまして、平成19年8月には土器川水系河川整備基本方針を策定しました。

次に、「治水対策」でございます。治水対策の項目につきましては、ここに示す4項目でございます。これらの項目ごとに現状と課題、目標、実施内容について説明をします。

まず1点目、「洪水を安全に流下させるための対応」でございます。

まず、現状と課題としまして、下流部は特に川幅が狭く、相対的に治水安全度が低くなっております。下流部の堤防は、必要な高さや断面が大きく不足しております。さらに、大川頭首工など一部の河川横断構造物は洪水流下の阻害となっております。そして、直轄管理区間の上流端の堀込河道部は、川幅が著しく狭く、樹木が洪水流下の阻害となっております。溢水はん濫が近年も発生しております。

次に目標でございます。河川整備基本方針で定めた目標の達成に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備することとし、整備計画の目標としまして、戦後最大流量を記録した平成16年10月の台風23号と同規模の洪水を安全に流下させるとともに、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ、基準地点被川橋より下流において毎秒1,250m³の洪水を安全に流下させることを目標とします。

次に、実施内容でございます。

まず、下流部でございます。下流部の飯野箇所の河道湾曲区間につきましては、右岸堤防の引堤及び河道掘削を実施し、上下流の治水安全度のバランスを図ります。次に、飯野箇所、土器箇所の堤防は堤防断面の拡幅を実施します。

次に、大川頭首工の改築でございます。これにつきましては、施設管理者の香川県と改善に向けて調整を行い、流下断面の不足を解消します。長尾箇所の堤防は堤防断面の拡幅を実施します。

次に、上流堀込河道区間でございます。炭所東箇所は洪水流下断面が不足しているため、

河道掘削と樹木伐開を実施します。

続いて、治水対策の2点目でございます。「局所的な深掘れ・河岸侵食への対応」としまして、まず現状でございます。

土器川は洪水のたびにみお筋が移動し、洪水規模の大小を問わず、河岸侵食や深掘れが全川的に頻発する河道特性を有し、災害復旧を繰り返してきております。特に、蓬萊橋の左岸側の堤防堤脚部では、慢性的な深掘れが発生しています。そして、野津床止の下流区間ににつきましては河床低下が進行し、満濃大橋の橋脚周辺の洗掘被害が発生しました。

このようなことを踏まえまして、今後も引き続き局所的な深掘れ、河岸侵食への対応を図る必要がございます。

次に、目標でございます。本整備計画では水衝部の洗掘の進行など、慢性的に河床低下をしている区間について対策を実施します。

次、実施内容でございます。土器箇所については、深掘れ発生要因を右岸堤防の引堤及び低水路拡幅により緩和し、水衝部の根固め等による深掘れ防止対策を実施します。長尾箇所は河床安定化対策を実施します。

続いて、治水対策の3点目でございます。「安全性が不足する堤防への対応」です。

まず、現状と課題でございます。土器川の堤体の盛土材料は一般的に透水性が高く、洪水時に漏水やパイピング発生の要因になることがあります。

次に、目標でございます。堤防の安全性が不足する箇所につきましては、堤防補強等の対策を必要に応じて実施し、堤防の決壊に伴う甚大な浸水被害を防止します。

次に、実施の内容でございます。堤防の浸透に対する安全性の点検結果を踏まえ、被災の発生状況を注視しつつ、優先順位をつけて対策を実施します。

次に洪水対策の4点目、「大規模地震への対応」でございます。

まず、現状と課題です。土器川流域は東南海・南海地震の防災対策推進地域に含まれております。地震動に対する河川管理施設の安全性の点検を実施し、地震後の津波や洪水による浸水被害の発生が想定されるものについては、対策を図る必要があります。

次に、目標でございます。地震後の津波や洪水により甚大な被害が予想される河川構造物については、必要な対策を実施します。

次に、実施内容でございます。東南海・南海地震など最大級の強さを持つ地震動の想定に加え、ある程度の損傷を許容することも考慮しつつ、河川構造物への影響を検討します。地震後の津波や洪水により甚大な被害が予想される河川構造物から順次点検を行い、必要

な対策を実施します。

次に、「維持管理」でございます。

維持管理の項目は、以下に示す4つの項目がございまして、各項目につきまして現状と課題、実施内容について説明をします。

まず、「治水の維持管理」でございます。河川管理施設等を良好な状態に保ち、本来の機能が発揮されるよう適切に実施します。そして、土器川維持管理計画（案）及び土器川維持管理実施計画（案）を作成し、調査・点検を実施しております。また、その点検結果を評価し、サイクル型維持管理を実施しております。今後、地球温暖化に伴う気候変化等により激化する水害等への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について必要に応じて実施します。

次に、「河川の維持管理」でございます。

まず1点目で河道の維持管理の現状と課題でございます。河道内樹木の伐開による樹木管理、適切な河道の掘削・整正が、河道の維持管理上重要となります。計画規模を上回る洪水、施設能力以上の洪水によるはん濫被害の軽減のため、現存する霞堤の適切な維持管理が必要です。

次に、実施内容でございます。

まず、河道でございます。適切な土砂管理や護岸、根固等の補修を行います。河床変化の継続的なモニタリングを行い、具体的な管理に向けた検討を行います。現存する霞堤の適切な維持、保全に努めます。

次に、河道内樹木でございます。河川巡視や河川縦横断測量など定期的にモニタリングを行い、必要に応じて樹木伐開を行います。伐開した樹木はリサイクル方法について検討し、資源の有効活用を図ります。

次に、「河川管理施設の維持管理」です。

まず、現状と課題です。堤防・護岸については、河川巡視等を日常的に実施し、必要に応じて適切な補修を実施しております。施設についても施設点検を継続的に実施し、必要に応じて適切な補修等を実施しています。

次、実施内容です。平常時や洪水後の巡視・点検により、必要に応じて適切な補修を実施します。

なお、堤防の変形等の変状の早期発見のため、定期的に堤防除草を実施します。

施設の維持管理のため点検等を行い、必要に応じて適切な対策等を実施します。施設の

操作環境の改善や遠隔あるいは自動操作等への転換を図り、より確実な操作に努めます。

次に、「不法占用、不法行為等の防止と許可工作物の維持管理」でございます。

まず、現状と課題です。土器川の河川区域における土地の占用等は約300件、工作物の新築・更新等の許可は年間約40件です。河川区域内における不法占用や不法行為は、洪水流下の支障、河川利用者及び水防活動等の支障となるおそれがあり、今後とも許認可事務を適正に行うとともに、河川巡視等による監視を実施していく必要があります。

次に、実施内容です。許認可事務については、河川法等に基づき適正な処理を行います。河川巡視、河川愛護モニター等との情報交換や警察等の関係機関との連携を図り、不法占用及び不法行為の是正・防止に向けた対応を行います。「河川管理施設等構造令」に適合していない既存の許可工作物については、施設管理者への指導を行い適切な対策を行います。

次に、「不法投棄対策」でございます。

まず現状と課題ですけれども、土器川河川敷での一般ごみ等の不法投棄は後を絶たず、景観、水質、河川環境及び海域環境の悪化と処理コストの増大につながっており、地域住民や関係機関との連携を図るとともに、河川巡視等によりきめ細やかな管理を続けていく必要があります。

次に、実施内容です。河川巡視等の強化や不法投機対策及び河川美化に対する啓発に努めます。地域住民及び関係機関との連携により、さらなる不法投機対策及び河川美化に努めます。

次に、「危機管理」でございます。危機管理に関する項目は、以下のとおりで10項目ございます。各項目ごとに現状と課題、実施内容について説明をします。

まず、危機管理の現状と課題でございます。将来、計画された施設規模が完成したとしても、計画規模以上の洪水、超過洪水が発生する可能性があり、さらに今後地球温暖化に伴う気候変化による洪水、高潮等の水害リスクの増大が見込まれます。超過洪水が発生した場合でも壊滅的な被害を回避するとともに、被害を最小限に抑えるための減災対策の実施に努めていく必要があります。

次に、実施内容でございます。まず、「河川情報の収集・提供」です。迅速かつ的確な河川情報収集、周知を行い、報道機関等を通じた地域住民等への情報提供に努めます。関係機関と連携・調整し、必要に応じて情報の内容や発信方法の改善と拡充に努めます。

「洪水ハザードマップの活用支援」でございます。各市町の洪水ハザードマップを活

用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みについて必要な支援、協力を行います。

「水防団等との連携」です。水防団等との連携、連絡体制等の確認。出水期前の重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実を図ります。

「水害防止体制の構築」です。防災体制や連絡体制の一層の強化を図るとともに、河川情報等さまざまな情報の共有体制の確立に努めます。

「地震及び洪水への対応」です。河川巡視等により堤防等の被災状況を把握し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、各市町からの出動要請があれば、災害対策用機械の派遣等を行います。

「水質事故への対応」です。水質事故に対しては、迅速な流出拡散防止対策を実施するため、資機材の整備、連絡体制の強化等により体制の充実を図ります。水質事故防止・予防に向けた住民意識の向上の取り組みを推進します。

「河川防災ステーション等の活用」です。垂水河川防災ステーションや丸亀市水防センターの活用を図っていきます。

「緊急復旧資材の確保」です。垂水河川防災ステーションや側帯等を活用し、水防活動の実施に必要な水防資機材の備蓄を今後とも計画的に整備します。

「防災教育への支援」です。地域住民や学校、企業等が洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるように、避難訓練や防災マップの作成等の防災教育への必要な支援、協力を行います。

「防災関連施設の整備」です。まず、(1)として側帯の整備。一連区間の堤防状況を踏まえ、必要に応じて整備します。(2)光ファイバー網等の整備。河川情報を迅速かつ効果的に収集するために整備します。さらに、双方向の情報共有を図るため、関係自治体に接続する光ファイバー網を整備します。

次に、「災害復旧」でございます。増水等により河川管理施設が損壊した場合には速やかに復旧します。特に大規模災害が発生した場合は、備蓄資材を使用し、緊急的な対策を行います。専門知識を有する「四国地方防災エキスパート」等の協力を得ます。

続きまして、「利水」でございます。利水に関する項目は以下に示す2項目でございます。各項目ごとに現状と課題、目標、実施内容につきまして説明をします。

まず、「水利用の現状」でございます。土器川水系の水利権でございますが、農業用水が77件、水道用水が7件でございます。取水形態につきましては、おおむね大川頭首工より上流では堰による表流水の取水、下流部の瀬切れ区間では出水(すい)等による伏流

水取水が主でございます。複雑な水利用、慣行水利の実態を踏まえ、適正な水利用に向けた関係機関との調整が必要であります。

次に、目標でございます。流水の正常な機能の維持（正常流量）でございます。河川整備基本方針では、瀬切れの発生や独特な取水形態により定量的な取水となっていないことなどから、現状では設定が困難と考えております。

次に、河川整備計画での対応としましては、関係機関と連携した水利用の実態の把握に努め、さらなる調査・検討を進めます。

次に、「流況」でございます。

まず、現状と課題です。平常時、河川水が伏流する区間が多く、下流部では日常的に瀬切れが発生しております。常包橋地点の平均湧水流量は毎秒0.16m³と四国の一級河川では最小でございます。

次に、目標でございます。「河川水の適正な利用」です。湧水時の被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携して水利用に関する調整を図ります。

実施内容でございます。「適切な流水管理」でございます。河川の水量、水質等を把握し、適切な流水管理に努めます。関係機関と連携を図りながら、現状の複雑な水利用実態の調査、把握に努めます。「湧水への対応」としまして、流況等の情報を共有し、節水等の啓発に努めるなど、流域全体での取り組みに努めます。

次に、「河川環境」でございます。河川環境に関する項目は、以下に示す5項目でございます。各項目ごとに「第2章：現状と課題」、「第3章：目標」、「第4章：実施内容」について説明をします。

まず、「動植物の生息・生育・繁殖状況の保全」でございます。

まず、現状と課題です。上流域につきましては、深い侵食谷が形成され山地溪谷の景観を呈し、河床勾配は100分の1以上と非常に急勾配でございます。重要種が多く確認されております。国管理区間外ではありますが、自然、河川環境の変化を確認していく必要があります。

次に、中流域の大川頭首工から天川頭首工の区間です。川幅の狭い掘込河道で、岩河床のため常時水域が維持され、河岸の河畔林と一体となった良好な河川環境が形成されております。多様な動植物が生息し、重要種が多く確認されております。現状の河川環境の保全に向けた取り組みが必要です。

次に、下流域でございます。流水が伏流して年間の半分以上の期間で瀬切れが発生し、

レキ河原が広がり水生生物には非常に厳しい生息環境であります。重要種が多く確認されております。レキ河原及び瀬切れ区間に点在する貴重な水辺空間の保全に向けた取り組みが必要です。

次に、下流汽水域です。感潮区間で河口には干潟が広がり、河道湾曲部の砂洲にはヨシ原が自生しております。ヨシ原周辺の移行帯は生物の貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、重要種が確認されております。干潟、ヨシ原の保全に向けた取り組みが必要です。

次に、目標でございます。中流域につきましては水際・水域環境の保全と治水に影響のない範囲で河畔林の保全に努めます。

下流域です。下流域につきましては、溜まり及びレキ河原の保全に努めます。また、「水路ネットワーク」や魚類の生息環境の調査・把握に努めます。

次に、下流汽水域です。下流汽水域については、干潟、ヨシ原を治水と調和を図りつつ保全に努めます。

次に、実施内容でございます。

中流域です。「水域と一体となった河畔林の保全」ということで、治水事業の実施においては、掘削面を緩傾斜化するなど河道形状の改変による水辺環境への影響が最小限になるように配慮します。治水に影響のない範囲で河畔林の保全に努めてまいります。

次に、下流域です。「水辺環境の保全」ということで、土器川の一部の水制工の先端に形成される溜まりは、その効果を注視しつつ水辺環境の保全に努めます。また、「水路ネットワーク」の調査とともに、魚類等の水生生物の生息環境の確保と保全に努めます。さらに「レキ河原の保全」に努めます。増水時に自然営力による適度な河床の攪拌が得られるような対策を必要に応じて実施し、レキ河原の保全に努めます。

次、下流汽水域でございます。まず、「干潟の保全」ということで、適時モニタリングを実施しつつ、掘削の影響範囲を最小限とするとともに、水際から陸域までの移行帯のなだらかな連続性を保全し、汽水・海域特有の多種多様な生物が好む生息環境の保全に努めます。また、「ヨシ原の保全」に努めます。適時モニタリングを実施しつつ、掘削面の緩傾斜化による縦横断連続性に配慮するなどの工夫や移植等により早期の回復を図ります。

次に、「維持管理」でございます。継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育・繁殖環境の変化を把握し、実施項目を見直すなど適切に対応します。実施に当たっては、関係機関や地域住民との連携・協働を図ります。

次に、「河川景観」でございます。

まず、現状と課題。上流域ですが、三霞洞溪谷などの美しい溪谷景観がございます。

次に、中流域です。水と緑の豊かな河川景観が見られます。下流域です。沿川に開放的な田園風景が広がり、レキ河原とランドマークとして飯野山（讃岐富士）が一体となった河川景観が見られます。水のないレキ河原が日常的な河川景観の特徴です。下流汽水域です。干潟が広がり、砂洲にはヨシ原が繁茂し、潮の干満に伴い多様な水辺環境が見られます。

目標でございます。地域の文化と風土に根ざした土器川らしい河川景観の保全に努めます。

実施内容でございます。中流域です。「水辺と河畔林が一体となった景観の保全」に努めます。「霞堤と河畔林景観の保全」に努めます。下流域です。「霞堤空間の河畔林景観の保全」に努めます。「レキ河原景観、水辺景観の保全」に努めます。下流汽水域です。「干潟・ヨシ原景観の保全」に努めます。

次に、「河川空間の利用」としまして、まず現状と課題です。

上流域です。三霞洞溪谷などの景勝地が近傍の温泉とともに観光資源となっています。豊かな自然を活用したレクリエーション等の利用が見られます。中流域です。一部に河川敷が開けた河川空間があり、デイキャンプや水遊び等の利用が見られます。

下流域及び下流汽水域です。河川敷には公園や運動場が多数整備され、イベントやスポーツ大会の会場として利用されております。大規模自転車道では散策やジョギングなどの利用が見られます。旧霞堤の空間には親水公園を整備しており、自然観察や環境学習の場として利用されております。

続きまして、目標です。「土器川水系河川空間管理計画」を踏まえまして、適正な河川利用が図られるよう努めます。関係機関や流域住民等と連携して、人々が憩い、親しめ、学べる川づくりに努めます。

実施内容でございます。河川空間の適正な利用促進として、さらなる河川利用促進のため、関係機関や地域住民等と連携、調整を図りつつ、必要に応じて利用機能向上を目的とした整備を行います。体験学習、環境学習の場の提供、土器川をフィールドとした学習の場の提供及び自然体験活動、環境学習の支援を行います。

次に、「水質」でございます。

現状と課題として、土器川全域は河川A類型指定です。下流部の丸亀橋で、環境基準を確保していません。

次に、目標です。水質の改善ということで、より一層の汚濁負荷の低減等によって水質を改善し、全川における環境基準の達成を目指します。

次に、実施内容としまして、定期的な観測により水質の状況を監視します。また、「土器川水系汚濁防止連絡協議会」等を通じて関係機関や地域住民との連携を図り、水質の改善に努めます。

次に、「地域と一体となった河川管理」です。

地域住民と協力した河川管理ということで、地域と取り組みと連携した住民参加型の河川管理の推進に努めます。川に親しむ取り組みとしまして、将来を担う子供たちの環境教育への積極的な支援を行います。教育機関とも連携して、河川環境に対する理解と河川愛護の精神を育てる機会の創出と充実を図ります。地域住民の土器川に対する関心を高め、治水・利水・環境・防災等についての知識、理解を深めるさまざまな活動を行います。

次に、「今後に向けて」ということで、土器川流域の抱えるさまざまな問題を解決するため、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が土器川流域の情報を共有し、連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

まず1点目、「地域住民、関係機関との連携、協働」です。今後は地球温暖化に伴う気候変化の影響について検討を進めます。河川と地域が一体となり、河川環境保全に向けた取り組みを進めていきます。地域住民、市民団体、学識経験者、自治体、河川管理者等がおのこの役割を認識しつつ、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努めます。

2点目の「河川情報の発信と共有」です。治水、利水、自然環境、河川利用等の情報を収集、整理し、共有・活用できる施設整備、体制づくりを進めます。防災に関する情報については、地域、自治体、河川管理者等が協力して、リアルタイムの情報収集、共有体制について調査・研究を進めます。

3点目の「河川整備の調査研究」です。局所的な深掘れなどの研究や水循環に関する研究は、水利用実態を調査・把握の上、今後もさらに進めます。土砂の移動や堆積と河川やその周辺の動植物の生息・生育・繁殖環境の関係などについては、科学的に十分解明されていないため、今後も教育、研究機関、行政等が連携し、調査・研究を進めていきます。

以上が「土器川水系河川整備計画【素案】」の概要について説明をさせていただきました。ご清聴、どうもありがとうございました。

6. 質疑応答

司会

それでは、これまでの説明に対する質疑応答に入らせていただきます。ご意見・ご質問のある方は挙手し、お名前、市・町までのご住所を述べた上で、ご意見・ご質問のほうをお願いいたします。

それでは何かございませんか。

せっかくですので、どんなささいなご意見・ご意見でも結構でございます。はい、どうぞ。

琴平町AMさん

川西町の 　　です。

私たちは素人でよくわからないのですけれども、土器川にたくさん瀬があって、河川敷公園と余り変わらないくらいの高さまで川が埋まっておりますね。河床の真ん中が高くなってくると、洪水が出たときに水が外にはじき出されて、堤防のほうに水圧がかかるのではないかなと思うのですけれども、そういうことはないのですか。川の真ん中が高くて、洪水が出たら、その水が堤防の外側に流れていくと。これは素人考えですけれども。

事務局

土砂のたまり方とか川がカーブしているところとか、そういうところは水が当たったりよくします。土砂のたまり方によっては水の流下の邪魔になる場合もあつたりするのですが、今、土器川の置かれている状況、たちまち今の現状を見ると、中流部の川西地区のあたりの川幅はかなり広いので、かなりの量の洪水を流せるような状況にあります。

そういう中で、我々としては川の水を流す能力の低いところとして、蓬莱橋のあたりとか上流部の常包橋のあたりとかの対策をしていきたいと考えております。

琴平町AMさん

それともう一つなんですけれどもね。この写真を見ますと、レキですかね。環境から見ると、川に草がいっぱい生えたり盛り上がったりして、非常に見た感じがよくない。これは川かなというようなところがあるわけですね。こういうところなんか、きれいに川の中を掘っていただいたりすると川らしくならないわけですか。

事務局

事務局の 　　といいます。よろしく申し上げます。

今のご質問の件ですけれども、やはり土器川の特徴であります川に水がないという状態

のため、河床に草が生えるということになるのですね。そういうこともあって、大きくなり過ぎた樹木は流水の阻害ということになりますので、計画的に伐採していくようにはしております。

ただ、草もすべて狩り取ってしまうと相当な費用がかかってしまうものですから、そこまでのことはできないというのが現状でございます。

琴平町AMさん

もう一点ですけどね。府中善通寺線のところの橋、あれは何橋だったかね。

事務局

中方橋ですか。

琴平町AMさん

ああ、中方橋ですか。あそこの下流のところ以前、石段か何かその辺に造られて公園みたいになってたんですけども、洪水が出てそこが全部埋まってしまって、そのまま放ったらかしになっているような状況ですが、あれはどうなっているんですかね。

事務局

実際、4年に1回ぐらい横断測量というのを200mピッチで調査しております。その結果を見る限り、平均河床と言いまして河床の平均的な高さ、そういうもので過去からのデータを見てみるところで言いますと、大きな差は出ていない、河床は上がっているというような状態にはなっていないのです。

ただ、それが、もともとみお筋が左岸側だったときには、公園前の河岸の階段というのがちゃんとあったのだと思うのですけれども、現状が右岸側にみお筋が移動しているもので左岸側のほうの河床が上がって、河岸の階段とかが埋まっているような状態になっているのだらうと思います。

ただ、平均的な河床の高さというのは大きくは変わってはいないというところでは。

琴平町AMさん

わかりました。どうも済みません。

司会

どうもご意見ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

ほかにご意見・ご質問がないようですので、時間的には少し早いようですが、この辺で質疑応答を終了させていただきます。

7．閉会

司会

参加者の皆様、本日は貴重なご意見ありがとうございました。本日いただきましたご意見等につきましては、検討いたしまして今後の土器川水系河川整備計画にできる限り反映させたいと思います。

なお、お手元の配付資料にあります意見記入用紙にご記入されていた方は、受付の回収箱に投函していただくようお願いいたします。

また、受付の際にお渡ししておりますリーフレットのはがき部分へご記入の上、後日ポストへ投函していただくことも可能でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第3回土器川流域住民の意見を聴く会を閉会いたします。どうも本日はまことにありがとうございました。

〔午後 7時58分 閉会〕